

定 款

一般社団法人湖北薬剤師会

一般社団法人湖北薬剤師会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人湖北薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を滋賀県長浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人滋賀県薬剤師会（以下「滋賀県薬剤師会」という。）並びに全国に所在する地域及び職域の薬剤師会との連携のもと、会員相互の親睦と薬剤師の倫理及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、地域社会の医療、保健衛生向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (3) 公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (4) 薬事衛生の普及・啓発に関する事業
- (5) 地域医療への貢献、保健・福祉の向上に関する事業
- (6) 医療安全の確保に関する事業
- (7) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (8) 滋賀県薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- (9) 会員の相互扶助及び福祉の増進に関する事業
- (10) 薬剤師職能の向上に関する事業
- (11) 優良医薬品の普及及び流通の適正化に関する事業
- (12) その他本会の目的達成に必要と認める事業

2 前項の事業は、滋賀県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は薬剤師であり、次の会員を置く。

(1) 正会員 滋賀県長浜市又は滋賀県米原市(以下「当該地区」という。)において居住し、又は業務に従事する者で、本会の目的及び事業に賛同する者とし、次の2種とする。

A会員 当該地区の薬局の管理薬剤師

B会員 A会員を除く薬剤師

(2) 賛助会員 滋賀県長浜市又は滋賀県米原市において居住し、又は業務に従事する者であって、本会の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員、賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員は、滋賀県薬剤師会の正会員になるよう努めるものとする。

(経費等の負担)

第7条 本会の事業活動によって経常的に生じる費用に充てるため、正会員、賛助会員は、所定の入会金、会費(以下「会費等」という。)を支払う義務を負う。

2 会費等の額及び支払い方法は、総会において定める会費等に関する規程による。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。但し、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 薬剤師としての倫理に違反したとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該正会員に対し、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 前3条の規定により会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。また、未履行の義務を免れることはできない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時及び場所、目的である事項があるときはその事項その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 総正会員の議決権の4分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合、会長は当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を開

催しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の2名以上4名以内を副会長とする。

3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員のうちから選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 前項の会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者から選定することができる。

4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、本会又はその子法人の理事及び使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務の執行を決定する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その職務執行に係る職務を代行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
この場合、必要があると認めるときは、一般法人法第101条第2項の規定により会長に対して理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

(役員の責任の免除)

第28条 本会は、一般法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第29条 本会には、2名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期に準ずる。
- 4 顧問は、次の職務を行う。
- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 5 顧問は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。但し、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。但し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第36条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、会長が必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会及び部会を設置することができる。

- 2 委員会及び部会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 事務局

(事務局)

第41条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置く。必要に応じ、事務局長を置くことができる。

3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 1 章 公告の方法

第 4 5 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 2 章 補 則

第 4 6 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第 1 3 章 附 則

(最初の事業年度)

第 4 7 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 4 8 条 本会の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

若 森 文 夫

桑 山 修 一

久留島 文 治

大 森 徹 也

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第 4 9 条 本会の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 若 森 文 夫

設立時理事 桑 山 修 一

設立時理事 久留島 文 治

設立時理事 大 森 徹 也

設立時代表理事

若 森 文 夫

設立時監事 山 内 雅 夫

設立時監事 木 村 昌 義

(法令の準拠)

第 5 0 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるもの

とする。